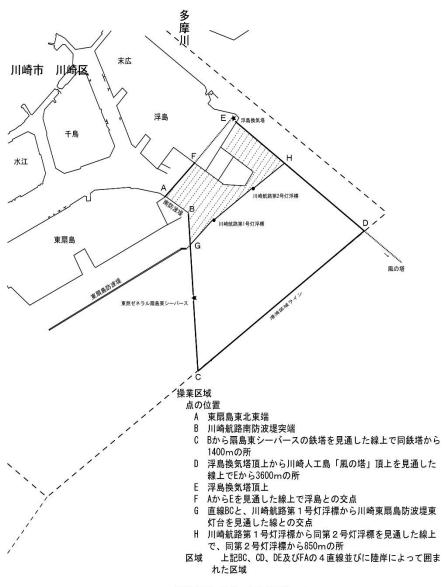
漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則(令和 2 年神奈川県規則第 91 号)第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業	許可又	推進機	操業区域	漁業時期	許可又は	(規則第	許可又は	許可の有
種類	は起業	関の馬			起業の認	14 条第 1	起業の認	効期間
	の認可	力数			可をすべ	項により	可を申請	
	をすべ				き漁業者	許可又は	すべき期	
	き漁業				の資格	起業の認	間	
	者の数					可時に付		
	(人)					加する条		
						件)		
かれ	7	定めな	A 東扇島東北東端	1月1日から	横浜市神	_	令和3年	令和3年
い三		l	B 川崎航路南防波堤突端	12 月 31 日ま	奈川区、鶴		10月5日	11月18日
枚網			C Bから扇島東シーバースの鉄塔を	で	見区に漁		から同年	から令和
漁業			見通した線上で同鉄塔から 1400mの所	ただし、操	業根拠地		11月4日	8年11月
			D 浮島換気塔頂上から川崎人工島	業区域のう	を有して		まで	17 日まで
			「風の塔」頂上を見通した線上で E か	ち、点 F、A、	いる者			
			ら 3600mの所	B、G、川崎航路				
			E 浮島換気塔頂上	第 1 号灯浮				
			F AからEを見通した線上で浮島と	標、同第2号				
			の交点	灯浮標、点 H				
			G 直線 BC と、川崎航路第1号灯浮	及び浮島換気				
			標から川崎東扇島防波堤東灯台を見通	塔を順次結ん				

	した線との交点	だ線並びに陸		
	H 川崎航路第1号灯浮標から同第	岸によって囲		
	2号灯浮標を見通した線上で、同第2	まれた区域に		
	号灯浮標から 850mの所	ついては、4月		
	上記 BC、CD、DE 及び FA の4直線並	1日から12月		
	びに陸岸によって囲まれた区域	31 日まで		



操業期間 1月1日から12月31日まで

ただし、操業区域のうち、点F、A、B、G、川崎航路第1号灯浮標、同第2号灯浮標、点H及び浮島換気塔を順次結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域については、4月1日から12月31日まで